

あすの企業年金制度を企業とともに考える

2010年1月

DCNEWS

損保ジャパンDC証券

No. 68

*DCIは、Defined Contribution(確定拠出年金)の略です。

発行：損保ジャパンDC証券

【「2009年度 DC制度運営交流会」開催】

〈開催概要〉

弊社は、「2009年度 DC制度運営交流会」を、2009年11月6日 野村コンファレンスプラザ(東京都新宿区)において開催いたしました。

本交流会は、弊社を運営管理機関としてご利用いただいているDC制度実施企業担当者様同士の交流の場として、また情報交換の場として、より実践的な制度運営に役立つよう、毎年企画・開催しており、本年度で4回目の開催となります。

〈制度導入後における事例紹介〉

事業主様から、制度導入後の運営上の「課題」と「お取り組み」について、ご紹介いただきました。

〈損保ジャパンDC証券からの報告〉

確定拠出年金に関する制度改正について、「実施が決定したもの」、「衆議院解散に伴い法案が廃案になったことから改正が見送られたもの」を整理してご報告いたしました。

また、これまで取り組んできたサービス刷新・改善と、そのご反響をご報告させていただきました。あわせて、今後ご提供予定のサービスをご紹介させていただきました。

〈意見交換会〉

企業担当者様同士の交流を深めていただくため、少人数グループに分かれて意見交換会が行われました。各グループとも、加入者の意識向上や情報提供、継続教育などについて盛んな情報交換や質疑応答を行っていただきました。

〈特別講演〉

交流会の最後には、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社 チーフ・マーケティング・オフィサー 兼 執行役員 投資顧問部長 古川 千春 氏より、「DC資産運用の基本」というテーマでご講演をいただきました。確定拠出年金法に沿った、資産の運用に関する情報提供(投資教育)など企業担当者様には関心の高いテーマでもあることから、皆様熱心に聴講されておりました。



〈懇親会〉

交流会終了後、懇親会が行われ、多数の企業担当者様のご出席をいただきました。

〈参加企業担当者様のアンケート結果から〉

交流会全体に関するアンケート結果は、本年度も「満足」、「ほぼ満足」の項目でほぼ100%となりました。今後のご参加の意向についても、多数の方から「ぜひ参加したい」という回答をいただくことができました。

お蔭様をもちまして、本年度も大盛況のうちに交流会を終了させていただきました。ご参加を賜りました企業担当者様には深く御礼申し上げます。皆様からお寄せいただきましたお声やご意見などを今後の参考とさせていただき、本交流会が皆様にとって有意義な情報交換の場となるよう、努めてまいりたいと考えております。

【社会保険庁への住所情報の照会について】

平成21年11月下旬に、各地方厚生（支）局より、企業型年金実施事業主宛に、「確定拠出年金に係る住所情報の提供について」と題した事務連絡が発出されました。これは、住所不明が原因で給付が未請求となることを防止するために、社会保険庁が保有する公的年金の住所情報を活用することで、住所不明者の住所把握を促進するというものです。

住所情報の提供は、厚生年金基金に対しては既に実施されていますが、今般確定拠出年金および確定給付企業年金にも範囲が広げられました。これにより、企業型年金の実施事業主は、給付金未請求のまま住所不明となっている退職者について、企業年金連合会を経由して社会保険庁の保有する住所情報を入手し、手続きを促すことが可能になります。

今回は、これら住所照会手続きの概要について解説いたします。

1.社会保険庁への申請

住所情報の提供を受けるためには、事前に社会保険庁長官に申し出て、情報提供の承認を受ける必要があります。申請にあたっては、「社会保険庁の保有する住所情報の提供について」、「申出書」、「送付状」を、企業年金連合会のホームページからダウンロードして、袋とじ・押印のうえ、厚生労働省年金局経由で送付し承認を得ます。

2.企業年金連合会への申込

社会保険庁長官の承認を受けた後、企業年金連合会に対し「社会保険庁の保有する住所情報の照会に係る申込書」を提出し、「社会保険庁の保有する住所情報の提供に係る登録受領書」と、個人情報の授受のための施錠可能な専用バッグの鍵の交付を受けます。

なお、企業年金連合会の非会員については、住所照会に要する諸経費として1万円の支払が必要になります（会員は無料）。受領書とともに請求書が送付されますので、指定口座に振込むことにより、平成23年3月まで何度でも照会可能です。

3.住所照会

(1) 住所照会にあたっては、「確定拠出年金の住所照会依頼について」と、「住所照会票」（または指定の電子媒体）を企業年金連合会に送付します。住所照会票には、以下の項目を記載します。

①会員番号（非会員は「登録受領書」に記載されている登録番号）、②照会番号（連番）、③基礎年金番号、④生年月日、⑤性別、⑥カナ氏名

なお、照会番号の重複や記載内容の不整合などがある者は、社会保険庁への照会は行われず、照会月の翌月初旬に「住所照会前事故リスト」により事業主に通知されます。

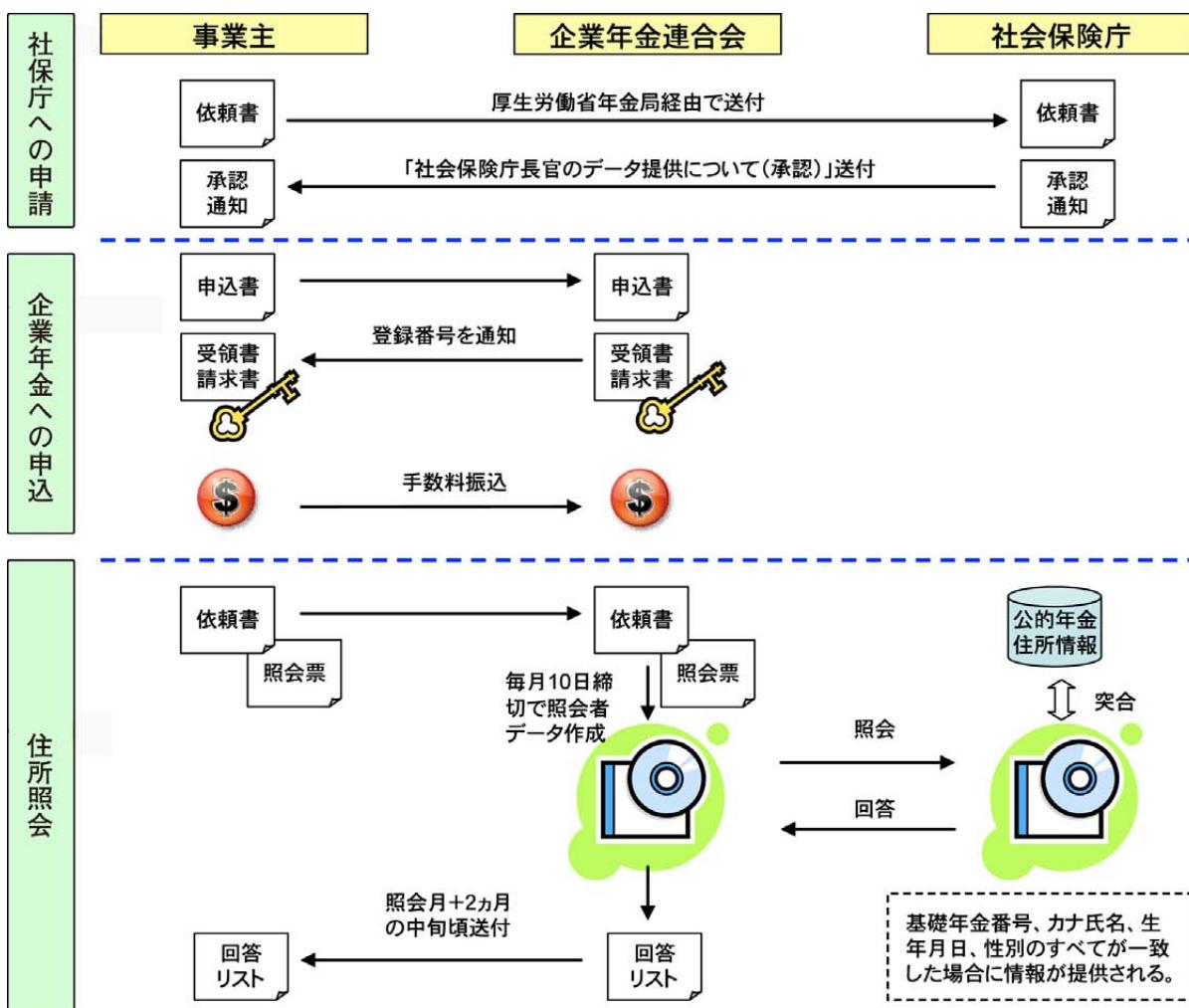
(2) 企業年金連合会は、照会を月次（10日締め）で取りまとめてデータ化し、社会保険庁（社会保険業務センター）へ照会します。社会保険業務センターは、基礎年金番号、生年月日、性別、カナ氏名をキーとして公的年金情報と突合し、すべて一致した場合に住所情報データ（郵便番号、カナ住所、死亡の場合死亡年月日）を企業年金連合会に回答します。ただし、該当者が海外に居住している場合には、その国名のみの提供となります。

(3) 企業年金連合会は、「住所情報照会・回答リスト」（または指定の電子媒体）により事業主に回答します。この際、基礎

年金番号などの突合キーが一致しなかった者は、回答リストに不一致事由が表示されます。

回答リストは、通常は照会月の翌々月の中旬ごろ事業主に送付されますが、処理件数の関係で3、4カ月かかる場合もあります。

〈住所照会手続きの流れ〉



なお、住所照会の前提として、事業主が住所不明となっている給付金未請求者を特定できなければなりません。そのためには、運営管理機関から個人情報の提供を受ける必要がありますが、個人情報保護の観点から、あらかじめ本人から書面による情報提供の同意を受けている場合を除き、現状では情報提供が可能かどうか明確ではありません。

厚生労働省では、こうした制度運営に必要と思われる個人情報の定義を整理し、近日中に事業主が入手可能である個人情報の考え方などを明確化するとしています。

(注1)本稿は、企業年金連合会の資料を参考に作成しています。手続きの詳細等につきましては、企業年金連合会ホームページ上の「住所情報照会 事務処理要領」をご参照ください。また、手続き関係の書類は、いずれも企業年金連合会ホームページからダウンロードできます。

(注2)本稿は、平成21年11月末現在の情報に基づき作成しています。前記の社会保険庁の業務は、平成22年1月より日本年金機構に移管されるため、本文中の「社会保険庁」を「日本年金機構」と読み替えてください。また、これにより申請関係の手続方法等が記載内容と相違する場合がありましたらご容赦ください。

【2010年 社長新年ごあいさつ】

新年明けましておめでとうございます。

2010年の新春を迎える、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様にとりまして本年が、さらなる飛躍の年になりますことを心からお祈り申し上げます。



当社は、確定拠出年金法施行に先立つこと2年半の1999年5月にわが国初の確定拠出年金運営管理専門会社として設立されました。以来、業界のパイオニアとして確定拠出年金制度の普及に努めながらも、多くの企業様の制度導入と運営のお手伝いをさせていただき、おかげをもちまして昨年5月に設立10周年を迎えることができました。これもひとえに皆々様のご支援の賜物と厚く御礼申し上げますとともに、新年を迎える決意を新たにするところでございます。

確定拠出年金制度は、企業年金の積立不足など企業を取り巻く厳しい環境への対応策の一つとして有効であり、制度創設以来着実に加入企業数・加入者数が増加しております。

ご高承の通り、廃止が迫っております適格退職年金制度の移行の受け皿として期待を集め、本年1月からは拠出限度額の引き上げが実施されるほか、加入者が一定の条件のもと掛金を上乗せして拠出できる「マッチング拠出」制度の創設も政権交代後も引き続き前向きに検討されるなど、制度の充実が図られてきております。このように本制度は、わが国の高齢化社会を支える制度として大きな期待を抱い、着実に拡大・発展していることを伺うことができます。

こうしたなか当社といたしましても、より一層の制度普及促進に向け、営業努力を続けますとともに、ご加入の皆様にご満足いただけますようサービスの充実に努めております。昨年6月には、加入者の皆様にとってより使いやすく分かりやすい情報提供を図るため、加入者向けWEBサービスの刷新、携帯サービスの開始、取引状況報告文書の改定を順次実施いたしました。

本年もよりよいサービスを提供し、皆様にご信頼いただけますよう熱意を持って努力してまいります。

皆様におかれましては引き続きご指導、ご鞭撻、ご高配を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

2010年1月

損保ジャパンDC証券株式会社

取締役社長 根本 博